

市原市防災庁舎建設工事
設計・施工一括発注
プロポーザル評価要領

平成27年1月

市原市

【目次】

1	総則.....	1
(1)	優先交渉権者の決定方法.....	1
(2)	市原市防災庁舎建設工事プロポーザル技術提案審査会.....	2
(3)	優先交渉権者決定までの手順.....	2
(4)	審査結果の公表.....	3
2	参加資格の確認.....	4
3	プレゼンテーション及びヒアリングの実施.....	4
(1)	プレゼンテーション.....	4
(2)	ヒアリング.....	4
4	評価項目.....	4
(1)	実績・体制評価.....	4
(2)	技術評価.....	4
5	評価値の算定方法.....	5
6	評価手順.....	5
(1)	実績・体制評価.....	5
(2)	技術評価.....	5
(3)	技術評価水準点の審査.....	6
(4)	提案価格の確認及び評価値の算定.....	6
7	優先交渉権者・次点候補者の選定・決定.....	6
(1)	優先交渉権者及び次点候補者の選定.....	6
(2)	優先交渉権者及び次点候補者の決定.....	6

別表 1 実績・体制評価項目及び配点

別表 2 技術評価項目及び配点

1 総則

(1) 優先交渉権者の決定方法

市原市（以下、「本市」という。）は、市原市防災庁舎建設工事の実施において、設計・施工一括発注方式を採用することにより、設計業務及び施工業務を一体的に実施し、より効率的・合理的な防災庁舎建設が行われることを期待している。

このことにより、本事業の優先交渉権者は、防災拠点としての市役所庁舎の設計及び施工に関する高度な技術を有し、品質と価格が総合的に優れた内容で実施することができる者を選定するため、プロポーザル方式により決定する。

本評価要領（以下、「本要領」という。）は、「市原市防災庁舎建設工事設計・施工一括発注プロポーザル募集要項」（以下、「募集要項」という。）に基づき、本市が優先交渉権者等を決定するための基準を示すものである。

本要領で使用する技術提案書一式の様式については、市原市防災庁舎建設工事設計・施工一括発注プロポーザル様式集を使用するものとする。

(2) 市原市防災庁舎建設工事プロポーザル技術提案審査会

プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するに当たり、学識経験を有する者等で構成する「市原市防災庁舎建設工事プロポーザル技術提案審査会」（以下、「審査会」という。）の審議を経るものとする。

① 審査会の構成

審査会は、学識経験者4名（建築、都市計画、環境、経済等の各分野から選出）、及び市職員4名の審査員をもって構成する。

② 審査員名の公表

審査員名は、審査の公正を期すため、審査結果の公表時に併せて公表するものとする。

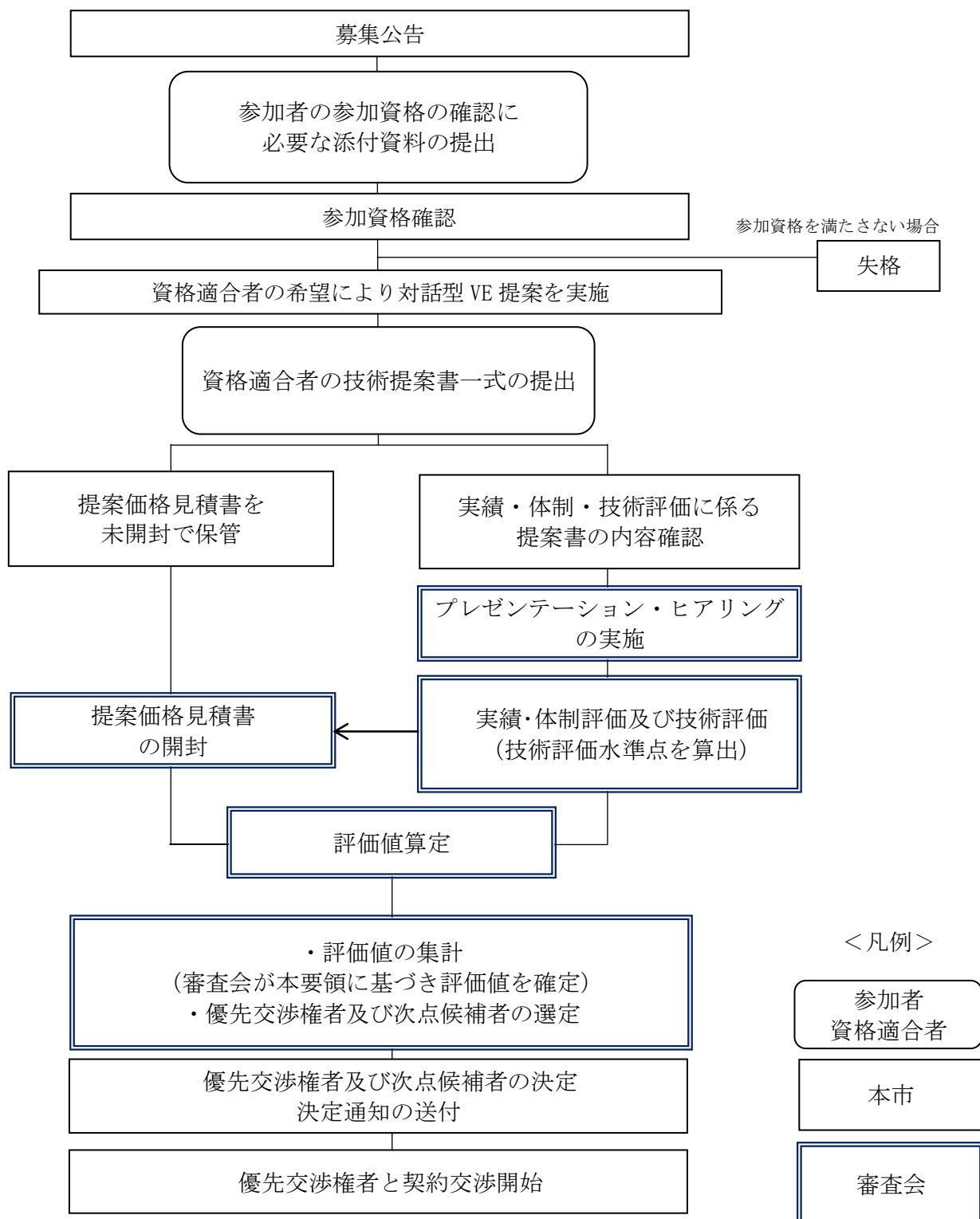
(3) 優先交渉権者決定までの手順

優先交渉権者決定までの手順は、以下のとおりとする。

表1 優先交渉権者決定までの手順

	実施項目	実施内容
①	参加資格確認	・本市は、参加者の参加資格の有無を確認する。
②	V E 提案の受付等	・本市は、参加資格の適合者（以下、「資格適合者」という。）と対話によるV E 提案の受付及び適否の判断（以下、「対話型V E 提案」という。）を実施する。
③	技術提案書一式の受付	・本市は、資格適合者から提出された技術提案書一式を受け付けた後、以下の処理を行う。 ・様式 6-1 及び様式 6-2（以下、「提案価格見積書」という。）は、封筒を未開封のまま保管する。 ・様式 7-3-1 及び様式 7-3-2（以下、「V E 提案資料」という。）は確認の上、審査員に提出する。 ・様式 7-2-1～様式 7-2-6（以下、「実績・体制評価に係る提案書」という。）は確認の上、保管する。 ・様式 7-4-1～様式 7-4-11（以下、「技術評価に係る提案書」という。）は確認の上、審査員に提出する。
④	実績・体制・技術に係る提案の評価	・審査会は、技術評価に係る提案書の内容を確認・精査するために、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。 ・審査会は本要領に基づき、実績・体制・技術評価に係る提案書を評価し、技術評価水準点を算出する。
⑤	提案価格評価	・審査会は技術評価水準点の算出後、提案価格見積書在中の封筒を開封し、提案価格により評価値を算定する。
⑥	評価点の集計・優先交渉権者の選定	・審査会は④と⑤の結果から、本要領に基づき評価値を確定する。 ・審査会は、評価値が最も高い者（優先交渉権者）と、次点のもの（次点候補者）を選定する。
⑦	優先交渉権者の決定	・本市は、⑥の結果を受けて、優先交渉権者及び次点候補者を決定する。

図1 優先交渉権者決定までのフロー



(4) 審査結果の公表

審査の結果については、技術提案書の提出者に個別に通知するほか、結果の概要については、本市のウェブサイトにおいて公表する。

2 参加資格の確認

本市は、参加者から提出された参加表明書及び参加資格の確認に必要な資料（様式 1-1～様式 1-6）を基に、参加者が参加資格を満たしているか否かを確認する。確認後は、資格適合者についてのみ、技術提案書の提出を可能とする。

3 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) プレゼンテーション

技術提案書を提出した資格適合者（以下、「提案者」という。）は、技術評価に係る提案書の内容に限定し、20分程度のプレゼンテーションを行う。この際、提案価格、提案者の企業名（JV組成の相手先を含む。）については、公表してはならない（ヒアリングにおいても同様とする）。

また、プロジェクターやスクリーンについては、審査会で用意したものを使用すること。

(2) ヒアリング

審査会は、プレゼンテーション後に続けて20分程度のヒアリングを実施する。質疑回答は、原則として統括代理人が行うものとするが、やむを得ず代理の者が行う場合は、代理者である旨と氏名を述べてから行うこと。

4 評価項目

(1) 実績・体制評価（本要領別表 1）

① 全体

- ア 統括代理人の実績及び資格
- イ 設計管理技術者と設計主任技術者の実績及び資格
- ウ 現場代理人及び監理技術者と施工担当者の実績及び資格

(2) 技術評価（本要領別表 2）

① 全体

- ア 業務全体の実施方法
- イ 地域経済への貢献

② 設計業務

- ア 設計品質を確保するための具体的な方法
- イ 災害対策の拠点となる庁舎を実現するための具体的な方法
- ウ ライフサイクルコスト、環境を考慮した庁舎を実現するための具体的な方法

③ 施工業務

- ア 施工中の対策
- イ 施工中の情報公開

ウ 完成後の設備機器の調整

5 評価値の算定方法

評価値の集計では提案価格と、実績・体制評価及び技術評価の二つの面から評価を行う。評価値の算定は除算方式とし、具体的には標準点 200 点と加算点（技術評価点：配点 55 点及び実績評価点：配点 15 点）の和を提案価格で除したものを 1 億倍したものを評価値とする。

$$\text{評価値} = [\text{標準点 (200 点)} + \text{加算点 (70 点)}] \div \text{提案価格} \times 100,000,000$$

6 評価手順

実績・体制評価点及び技術評価点は、提案者からの技術提案の内容を、本要領別表 1 及び本要領別表 2 に基づき算出する。また、高度な技術力と品質を確保するため、実績・体制評価点と技術提案項目評価点との合計を、各提案者の技術評価水準点とし、35 点以上を優先交渉権者及び次点候補者を選定する際の最低点とする。

(1) 実績・体制評価（配点 15 点）

実績・体制評価は、本要領別表 1 に基づき、本市が採点し、実績・体制評価点を審査会に報告する。

(2) 技術評価（配点 55 点）

① 技術評価は、本要領別表 2 に基づき、審査員が評価を行う。

② 「市内企業への発注金額や市内調達金額」の提案項目についての評価点は、最も高い金額を提示している提案を 7 点とし、以下の提案は、各提示金額／最高提示金額に 7 点を乗じたものを評価点とする。評価点は小数点第 2 位で四捨五入する（以下同じ）。

③ 上記②以外の各提案項目については、具体性や実効性を評価の視点として、A（優れた提案である）掛率 1、B（やや優れた提案である）掛率 0.75、C（標準的な提案である）掛率 0.5、D（評価できる記載がない）掛率 0 の 4 段階で評価し、各提案項目に割り振られた配点に、それぞれの評価の掛率を乗じたものを評価点とする。

④ 各項目の評価点は、各審査員の評価点の平均値とする。

⑤ 全ての項目の評価点を合計し、技術評価点を算出する。

(3) 技術評価水準点の審査

- ① 実績・体制評価点と技術評価点を合算し、技術評価水準点を算出する。
- ② 技術評価水準点が 35 点未満の提案については、評価値の算定対象から外す。

(4) 提案価格の確認及び評価値の算定

- ① 技術評価水準点が 35 点以上となった提案者の提案価格の封書を審査会において開封し、審査員全員により提案価格見積書の金額を確認する。
- ② 提案価格により、各技術提案書の評価値を算定する。評価値は小数点第 4 位で四捨五入する。

7 優先交渉権者・次点候補者の選定・決定

(1) 優先交渉権者及び次点候補者の選定

- ① 審査会は、各技術提案書の中から、評価値が最も高い提案者を優先交渉権者、次に高い提案者を次点候補者として選定する。
- ② 評価値が同値の場合は、評価値の小数点以下を四捨五入しないで比較し、高い数値の提案者を上位とする。
- ③ 上記②においても、同値であった場合には、審査会の合議により選定する。

(2) 優先交渉権者及び次点候補者の決定

本市は、審査会の選定結果を受け、優先交渉権者及び次点候補者を決定する。